



図300 ジェーン台風による被害
大阪金属工業淀川製作所の建物の倒壊
ダイキン工業淀川製作所提供

一時は大阪府下の交通・通信網が全面的に途絶した。大阪府では台風による被害が広範かつ多大に及んだため、午後五時府下全域に災害救助法を発動した。

ジェーン台風による被害は、兵庫・大阪・京都・和歌山・滋賀の各府県に及んだが、なかでも大阪府の被害はとくに甚大で、被災家屋一六万五四九七戸（うち全半壊四万五一四九戸）、被災者六六万六一四三人、死傷者二万一四七一人（うち死者二三四人）と室戸台風以来の大被害となった。被害がこれ以上に甚大となったのは、暴風時間が七時間も続き、家屋の倒壊が多数にのぼったことに加えて、台風の大坂湾通過時には平均潮位から二・五メートル以上も水位が高くなったため、大阪市・堺市・泉北郡・泉南郡の海岸地域が高潮に襲われたからであった。

ところで、本市域における被害は、表148に見るとおり負傷者三一人、住家の被害二九四戸（全壊四七戸、半壊二四七戸）、非住家の被害二二二〇となっており、雨量が六六・二ミリと少なく淀川もたいして増水しなかったことが幸いして、大阪市などの海岸地域にみられるような大災害とはならなかった。

台風一三号

翌二六年にも七月一日から一五日まで降りつづいた豪雨によって、味舌町では浸水被害をうけたが、二八年九月二五日の台風一三号による風水害は、本市域では、ジェーン台風のときを

はるかに上回る大災害となった。

台風一三号は、九月二五日午後三時に四国南方海上を東北に進み、午後五時には志摩半島に上陸、伊勢湾・知多湾を横断するという珍しいコースをとった。大阪府地方は台風の直撃は免れたものの、午後一時ごろから約七時間も暴風が続いた。また、台風の接近に伴い二四日午前四時ごろから雨が降りはじめ、二五日午後九時にやむまで、総雨量は一七六ミリにも達した。これは台風時の雨量としては著しく多量で、そのため河川は増水し、同日夕刻、淀川支流の芥川および杵尾川がいずれも淀川との合流点から約二キロの上流地点で決壊し、高槻市・三箇牧村・鳥飼村が浸水した。さらに、台風通過後の二六日またはや豪雨に見舞われ、浸水区域は茨木市・三島村・味舌町・味生村・島本町へとひろがった。そのため、大阪府では二六日から二七日にかけて、これらの市町村に災害救助法を適用した。

台風一三号による味舌町・鳥飼村・味生村・三宅村の被害状況は表149のとおりであるが、とくに鳥飼・味生両村の被害は大きく、村民の半分以上が被災した。

当時、鳥飼村がまとめた「台風一三号記念写真史草案」によれば、九月二五日の淀川増水から翌日の浸水に至る経緯をつぎのように記している。

台風一三号は潮岬から本土に上陸して近畿一帯はその余波をうけ、二五日午後二時より暴風雨圏内に入り、北寄りの風は瞬間風速三二メ

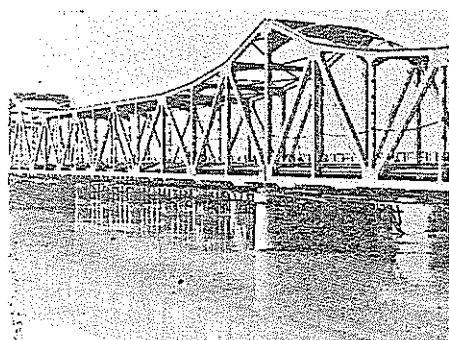


図301 完成寸前の鳥飼大橋に迫る淀川の増水

表148 昭和25年ジェーン台風被害状況 (単位:人、戸、ha)

		味舌町	鳥飼村	味生村	三宅村	合計		
人	口数	7,529	4,351	3,616	3,894	19,390		
	死者	447	433	384	139	1,403		
被	災死者	—	—	—	—	—		
	行方不明	—	—	—	—	—		
	死傷合計	2	1	—	—	3		
	人的被害	重傷	15	12	—	2	29	
		軽傷	17	13	—	2	32	
		合計	8	12	—	4	47	
	住	全壊	26	52	104	20	202	
		流失	—	—	—	—	—	
		住家の被害	半壊	100	68	53	26	247
			床上	421	381	280	119	1,201
床下			—	—	—	—	—	
非		合計	108	80	76	30	294	
		住家	447	433	384	139	1,403	
		田畑	37	576	385	222	1,220	
田畑の被害		流失	—	—	—	—	—	
		冠水	—	—	—	2.5	2.5	
	流失	—	—	—	—	—		
	冠水	—	—	—	0.2	0.2		
道橋堤	合計	—	—	—	2.7	2.7		
	決壊	—	1	—	—	1		
道橋堤	梁	—	—	—	—	—		
	防	—	—	—	2	2		

【大阪府三島地方事務所誌】(昭和33年7月)

2、市営住宅は、市側の負担が余りに大きいので、三市とも中止している。
この結果、味舌町議会は、住宅難緩和に協力する必要があるとして、府営住宅誘致に邁進することになった。こうして三一年に大阪府営正雀住宅一七四戸(一種住宅一四二戸・二種住宅三二戸)が建設された。そのころ、味生村でも府営住宅を誘致することになり、府庁から実地見分に来るなど、かなり具体的に進められていたようである。しかし、土地の買収問題がうまく行かず、沙汰止みとなってしまった。

4 主な風水害

ジェーン台風

昭和二五年(一九五〇)九月三日、阪神地方は昭和九年の室戸台風にも匹敵する、大型のジェーン台風の襲来をうけた。台風は八月二七日硫黄島東方海上で発生し、最初は西へゆっくりと移動したが、その後発達しながら北西に進み、九月二日午後四時には高知の南方五五〇キロの海上に達した。このころ台風の中心気圧は九四〇ミリバール、中心付近の最大風速は毎秒五五メートルと勢力を強めた。そして台風は進路をしないで北に転じ、三日午前四時には高知の南方二三〇キロに接近、さらに東寄りの大阪湾をめざす進路をとりはじめた。そのため、大阪府地方に対し、午前七時暴風雨警報が発令された。

大阪湾をめざした台風は、その後も進路を変えず、八時四五分室戸岬付近を通過、正午には淡路島南端を通過し、午後一時四五分ごろ神戸付近に上陸した。この時には大阪でも瞬間最大風速四四・七メートルが記録され、

表149 昭和28年台風13号被害状況 (単位:人、戸、ha)

		味舌町	烏飼村	味生村	三宅村	合計
人口		8,069	4,894	3,788	4,053	20,804
被災者		2,080	2,972	2,311	310	7,673
人的被害	死者	—	—	—	—	—
	重傷	—	2	—	—	2
	軽傷	65	1	4	1	71
	合計	65	3	6	2	76
	全壊	—	2	6	—	8
	半壊	—	8	21	—	29
	流失	—	—	—	—	—
	半壊	16	26	9	—	51
	床上	85	141	26	—	252
	床上	147	395	477	11	1,030
住家の被害	床上	630	1,936	2,045	52	4,663
	床上	303	157	47	54	561
	床上	1,365	884	225	256	2,730
	合計	466	580	539	66	1,651
	合計	2,080	2,969	2,317	310	7,676
	非住家	189	173	91	4	457
	田畑	3.0	—	2.0	—	5.0
	田畑	113.0	320.6	125.0	50.0	608.6
	田畑	—	—	1.0	0.07	1.07
	合計	116.0	320.6	153.0	50.57	640.17
道路	1	7	2	2	12	
橋梁	1	—	1	1	3	
堤防	3	—	2	1	3	

『大阪府三島地方事務所誌』(昭和33年7月)
被災者総数と住家の被害の人数とに差引3名の違いがある。

1メートルに及び、雨量は一〇〇ミリを超え(奈良県北部、滋賀県、京都府に於ては三〇〇ミリないし四〇〇ミリの豪雨)、この台風の通過時間は七、八時間という稀有の長時間で、そのために河川の増水も極めて多く、午後四時の強風最中には既に安威川は水位四メートルに達した。然るに村民は上流地域の雨量を知る由もなく(通信連絡遮断による)暴風防禦に必死であった。(中略)暴風がようやく弱まりはじめ、安威川決壊の恐れがなくなつたのもつかの間、淀川の水量が急増してきたことを知った(午後六時)。淀川の水位は四・一メートルに至り、常ならぬ危機を予期した対策本部員の緊張がありありとうかがえた。午後八時三〇分水位は五・八六メートルに達する。村長は再び警備と全村婦女子に避難準備警告を発令した。このころから上部落先、西部落先より漏水による大噴水が起こりはじめたのである。続いて中部落先で噴出、遂に一〇時に至って(水位六・五二メートル)、中段堤防以下の各所で漏水、落盤、亀裂、崩壊が起こり、堤防は微動を感じるほどで決壊寸前の大危機に遭遇した。しかし、水防消防団員の決死的防禦と警察予備隊員、保安隊の応援補強工作の甲斐あってかろうじて事なきを得たのである。その後、支流の桧尾川、芥川の両河川は本流の逆流で決壊となり、二六日午前五時三〇分ごろより濁流が押寄



図302 水のひき始めた烏飼村の光景

せ、二七日午前九時三〇分(最大浸水)田三三〇町、床上三九五戸、床下一五七戸の浸水となり、実に大正六年一〇月一日以来三十七年目の大被害を蒙ってしまったのである。(原文摘記)

このように鳥飼村民は、淀川が決壊寸前という状況のなかで恐怖の一夜を過ごした。これは味生村においてもまた同様であった。淀川の増水により二五日午後から四回にわたり洪水警報が発令され、鳥飼・味生両村の住民は淀川堤防上に避難した。避難者は、大阪府が堤防上に仮設した天幕(鳥飼村一四〇張、味生村六〇張)に収容された。また、味生村では公民館・鐘淵化学・大阪金属などへも約一五〇人が避難した。そして避難者は、淀川の減水とともに、一〇月一日までにすべて自宅に戻ったのであった。

なお、台風の影響は直接の被害ばかりでなく、その後も町村財政への負担となつてはね返ってくる。ジェーン台風の場合からみていこう。まず何よりも急を要する災害復旧資金の捻出に、味生村では専決処分により急ぎ、大蔵省預金部から八〇万円、大阪府から二〇万円の一時借入を行なっている。また、担税者である住民が大きな被害を受けている以上、当然、税の減収は避けられない。味舌町では「ジェーン台風の災害による被害に対する町税の減免等に関する条例」、味生村では「災害被害者に対する村税の減免等に関する特別措置条例」を制定、町村民税・固定資産税・自動車税・荷車税の減免や納期変更の措置をとっている。

一三号台風の場合には、最も大きな打撃を受けた鳥飼村では、災害応急資金として三〇万円、財政調整資金として二七〇万円をいずれも大阪府から一時借入している。また、前掲の味生村が制定したものと同名の条例を定め、村税四税の減免・納期変更を行なっている(一時借入、条例制定は他の町村でも同様であった)。

第四節 教育の改革

1 教育と新しい理念

占領軍の教育管理政策 教育の分野においても、敗戦を契機に新生日本の再出発が始まった。文部省は天皇の放送が行なわれた八月一五日、「教学再建」の訓令を出し、

……(終戦の詔書)ノ聖旨ヲ体シ奉リ、国体護持ノ一念ニ徹シ、教育ニ従事スル者ヲシテ克ク学徒ヲ薫化シ、其ノ本分ヲ誤ナク恪守セシムルト共ニ、師弟一心、任ノ重キニ堪ヘ……教学ヲ荊棘ノ裡ニ再建シ、国力ヲ焦土ノ上ニ復興シ、以テ深遠ナル聖慮ニ応ヘ奉ラムコトヲ期スベシ。(文部省訓令第五号「終戦教育事務処理提要」第一輯)

と諭したが、焦土の中に放り出され、敗戦の虚脱と飢餓に苦しむ占領下の国民には、ほとんど実質的な意義をもたなかった。八月二十八日には、当面の具体的目標として「学校教育の再開」(文部省次官通達)を出し、

- 一、おそくとも、九月中旬までには平常授業の復原を再開する。
- 二、特別の事情で、授業再開が不可能な時には当分の間授業の休止を認める。
- 三、戦災学校は種々の方法を講じて授業再開に努力し、差しあたって食糧増産にあたらせる措置を講ずる。
- 四、教科書、教材等の取扱いについては十分に注意し、一部の授業(国史、地理、修身など)は省略するなどの